

日之出地区社会福祉協議会

規 約

日之出地区社会福祉協議会

# 日之出地区社会福祉協議会 規約

## 第1章 名称及び事務所

第 1 条 本会は日之出地区社会福祉協議会と称する。

第 2 条 本会の事務所を日之出公民館に置く。

## 第2章 目的及び事業

第 3 条 本会は日之出地区内の住民が総じて、健康で文化的で楽しい生活をいとなむことができるよう地区内の住民が相協力して、地区の福祉・相互扶助をはかり、明るい豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 住民の福祉・相互扶助に関する向上をはかる。
2. 住民の福祉の増進を目的とする各種単団体の活動助成。
3. 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践をはかる。
4. その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組 織

第 5 条 本会は日之出地区内に居住する者を以って会員とする。

第 6 条 本会の事業運営のために部会を設け、各自治会から選出の福祉委員、地区民生児童委員、地区婦人会代表、保健衛生推進員代表、（以下社会福祉委員という）がこれにあたる。

## 第4章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2～3名
理事	
公民館館長	
地区自治会連合会々長	
事務局	若干名
会計	1名
各部々長	若干名
監事	2名
会長・副会長	は理事を兼ねる。

第 8 条 会長、副会長、監事は理事会で選出し、総会において承認を受けるものとする。事務局、会計は会長が委嘱する。

第 9 条 役員の職務を次のとおり定める。

会長は、本会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

事務局は、会長の命を受け会務を処理する。

会計は、予算及び決算などの会計事務の一切を経理する。

監事は、会計を監査する。

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後であっても、後任者の就任するまではその職務を行う。

第 11 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会において推挙し会長が委嘱する。

## 第 5 章 代 議 員

第 12 条 本会に代議員を置く。代議員には各自治会代表を当てる。

代議員の任期は、1 年とする。

## 第 6 章 会 議

第 13 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

会議は会長が招集する。

第 14 条 総会は、代議員、役員、社会福祉員を以って構成する。

総会は、年 1 回開催する。

但し会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

第 15 条 総会において次の事項を審議する。

規約の改正、事業計画、事業報告、予算、決算に関する事項、その他重要事項の審議を行い、決議は出席者の過半数を以って決定する。

第 16 条 理事会は、役員を以って構成し、隨時に開くことができる。

## 第 7 章 会 計

第 17 条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第18条 本会は特別会計を設けることができる。

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日までとする。

#### 付 則

この規約に必要な規定は、理事会の議決を以って会長が定める。

1. この会則は昭和56年4月29日より施行する。

昭和59年3月27日一部改正。

平成8年4月 1日一部改正。

平成18年4月 1日一部改正。

平成20年4月 2日一部改正。

# 日之出地区社会福祉協議会運営細則

## 第 1 章 部 会

第 1 条 規 約 第 6 条による部会

### ◎広報部会

- ☆福祉だより(福祉協議会通信面として)の発行
  - ：デイホーム
  - ：会食会
- ☆ふれあい祭り事業
- その他

### ◎高齢者福祉部会

- ☆食事サービス
- ☆高齢者の調査・支援
- その他

### ◎保健福祉部会

- ☆デイホームの推進
- ☆お出かけデイホーム事業
- その他

### ◎児童福祉部会

- ☆児童育成支援活動
- ☆母子・父子家庭の支援
- ☆夏祭り事業
- その他

第 2 条 福祉委員は各部会のいずれかに属するものとする。

第 3 条 各部会には部長・副部長・事務を置く。

第 4 条 部会は部長・副部長が主宰する。

## 第 2 章 弔意・見舞金

第 5 条 日之出社会福祉協議会福祉委員の弔意・見舞金は以下の通りとする。

死	亡	10,000円
傷	病	5,000円 (30日以上の入院)

## 付 則

この付則に必要な事項は、理事会の決議を以て会長が定める。

1. この規則は平成18年4月1日より施行する。

平成24年4月改正

平成28年3月一部改正